

令和 8 年度 海業取組促進事業 業務仕様書

1. 業務名

令和 8 年度 海業取組促進事業業務委託

2. 業務の目的

堺漁港は地先の岩礁地帯では刺網漁業、沿岸では刺網・はえ縄・釣漁業、沖合では回遊魚を対象としたまき網漁業など、年間を通じ多種多様な漁業が営まれています。堺漁港は県下有数の生産拠点漁港であり、最盛期には漁船数も 200 隻を超え、それに伴い港も拡大整備されてきました。しかしながら、海洋環境の変動による漁獲量の減少や漁業生産額も年々減少しており、漁協組合員の減少にも歯止めがかからず、低・未利用地となっている漁港施設も増加しておりこれらの有効活用が大きな課題となっています。

これらの課題解決に向けて、堺漁港では遊休化が進む旧漁協施設や冷凍施設、荷捌き場などの既存ストックを再生・活用し、民間事業者が主体となって地域内外の関係者が一体となり海業拠点を整備・運営することを目指しています。漁港の漁業上の利用を最優先に確保しつつ、地域資源の価値と魅力を活かした来訪、消費、交流の循環を促進することにより、地域のにぎわいや所得と雇用を創造し、水産物の安定供給に資することを目的とした取り組みであり、本年 4 月下旬にはみなべ町における海業の推進を図るべく「みなべ町海業推進協議会」(以下「協議会」という。)の設立を予定しています。

本業務では、協議会と緊密に連携を図りつつ、取り組みの実現に向けた地域の機運醸成や取り組みの実証などを行います。

3. 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 対象エリア

みなべ町堺漁港及びその周辺

5. 業務内容

上記「2. 業務の目的」を踏まえ、次の業務を実施し、堺漁港及びその周辺での実現可能性調査及び実証実験等を行う。

(1) 堺漁港及びその周辺の地域課題の抽出

効果的な漁港施設等活用事業の推進に関する計画(案)の策定のため、漁業関係者のみならず他産業や地域の持つ課題を広く収集し定期的に会議を設け、運営支援を行う。なお、会議での検討成果については協議会に適宜報告することとする。

(2) 関係人口創出に向けた取り組み

海業先進地と連携・相互学習し、広域の漁港間ネットワークで海業を推進する体制を検討する。特に海業の推進にあたり、地域住民や漁協、漁業従事者及び学生等の関係人口を巻

き込みながら海業を推進した実績のある先進地との連携を図り、相互の視察等、効果的な手法により堺漁港における海業推進に向けた関係人口を創出する。

(3) 消費増進、交流促進に向けた取り組み

漁港を活用した以下のようなイベント等の実証実験を行う。イベント等の実施にあたっては、協議会等と連携し、今後の継続的な事業実施が見込まれる内容として実施する。なお、イベントの内容については(1)で抽出される地域課題の内容に基づき、発注者と協議のうえ決定する。

堺漁港で水揚げされる、低・未利用魚を用いたメニュー開発会議の開催

堺漁港で水揚げされる水産物の消費増進につながるイベント(1回程度)

(4) 漁業の担い手確保に向けた取り組み

堺漁港を活用した海業のコンテンツとして、みなべ町の漁業を知り、今後の担い手確保につながるコンテンツ制作に向けた実証実験を1回程度行う。実証実験の実施にあたっては紀州日高漁業協同組合南部町支所および堺漁港の漁業者と連携して実施し、今後の継続可能性について実証実験に携わった方に対するヒアリング等を実施する。

(5) 漁港施設等活用事業の推進に関する計画(案)の策定支援

漁港管理者であるみなべ町が作成する漁港施設等活用事業の推進に関する計画(案)について、国の動向や他地域での策定状況について情報を整理・分析し、計画策定の支援を行うほか、施設整備等に活用可能な補助事業等の検討を行う。

6. 技術責任者等

受託者は、本業務を実施するにあたり、総括管理を行うものとして技術責任者及び成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者をそれぞれ1名以上配置すること。なお、技術責任者及び照査技術者は、次の要件を全て満たすものとする。

提案参加者の組織に所属していること。

技術士(建設部門(都市及び地方計画、港湾及び空港)、水産部門(水産土木)又は総合技術監理部門(建設-都市及び地方計画、建設-港湾及び空港、水産-水産土木)のいずれか又はRCCM(港湾及び空港、都市計画及び地方計画)の資格を有する者。

7. 成果品

委託業務完了通知書の提出に合わせて以下の成果品を提出すること。

報告書(A4版簡易製本) 2部

報告書に係る電子データ 1式

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護条例・同施行規則に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

9. その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、町と十分協議したうえで行うこと。
- (3) 本仕様書に明示のない事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により誠意を持って実施するものとする。
- (4) 本業務にかかる成果品の著作権、著作権は、全てみなべ町に帰属するものとし、著作物及び著作物の作成に使用された素材等の編集、二次使用を妨げない。